最終更新日：2018年7月18日
大東建託株式会社
代表取締役社長　熊切　直美
問合せ先：常務取締役　経営管理本部長　川合　秀司　TEL:03-6718-9068
証券コード：1878
http://www.kentaku.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針・目的としております。このため、企業倫理と遵法を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定を確保することを主な課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（原則１－４　政策保有株式）
　当社は、投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、1）業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性、2）その連結貸借対照表計上額が総資産の5％以下などの条件をすべて満たす範囲で行うことを基本的な方針としています。
　同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。
　また、当社では、同株式の議決権行使に関わる具体的な基準は設けておりません。同株式に係る議決権行使は、具体的な基準に基づく形式的な賛否の判断は行わず、議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどの観点から、個別議案の精査を行い、賛否の判断を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則の各78原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として、次の当社ホームページに掲載しております。
また、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」の英文を当社英語版ホームページに掲載しております。
・「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/top.html
・「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」（英文）：http://www.kentaku.co.jp/e/ir/library.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,953,655	5.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,805,900	5.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,313,500	4.38
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,621,519	2.14
住友不動産株式会社	1,606,700	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,550,400	2.05
大東建託協力会持株会	1,505,905	1.99
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	1,474,800	1.95
ORBIS SICAV	1,374,174	1.81
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,256,691	1.66

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口　利昭	他の会社の出身者											○
佐々木　摩美	他の会社の出身者											○
庄田　隆	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口　利昭	○	山口利昭法律事務所代表弁護士（現任） 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役（現任）	【選任理由】 当社の経営監視機能強化のためです。 企業法務やリスクマネジメント、コーポレートガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただけると判断したからです。 【独立役員指定理由】 山口氏、同氏が代表弁護士を務める山口利昭法律事務所、及び同氏が社外監査役を務める大阪市高速電気軌道株式会社は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。

佐々木　摩美	○	―――	【選任理由】 当社の経営監督機能強化のためです。 グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わってこられた豊富な経験と見識を活かし、グローバルかつ女性の視点から当社の経営を監督していただけると判断したからです。 【独立役員指定理由】 佐々木氏は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
庄田　隆	○	第一三共株式会社相談役 宇部興産株式会社社外取締役	【選任理由】 当社の経営監視機能強化のためです。 グローバルな事業展開を行い、社会・環境問題をはじめとするサスティナビリティ（持続可能性）を巡る問題にも取り組む企業の経営者として長年活躍された経験や知識、知見を活かし、当社の経営を監督していただけると判断したからです。 【独立役員指定理由】 庄田氏、同氏が相談役を務める第一三共株式会社、及び同氏が社外取締役を務める宇部興産株式会社は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	8	0	1	3	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	8	0	1	3	0	4	社外取締役

補足説明

当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）を設けています。
ガバナンス委員会は、業務執行取締役の評価制度における評価結果の集計、個別ヒアリングを行うとともに、次期経営体制案、取締役候補者案及び業務執行取締役の業績連動報酬案の諮問に対する意見及び当社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討・提言などを行っています。
また、ガバナンス委員会が集計・確認を行った業務執行取締役の相互評価結果は、取締役（社外取締役を除く）の報酬にも反映しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会には全監査役が出席し、年2回は会計監査人より全監査役に対し監査体制、監査計画、監査の実施状況などについて説明を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鵜野　正康	他の会社の出身者													○
蜂谷　英夫	弁護士													○
二見　和光	他の会社の出身者													○
藤巻　和夫	その他													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鵜野　正康	○	―――	【選任理由】 経営に対する監視機能強化のためです。 公認会計士としての財務会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。 【独立役員指定理由】 鵜野氏は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
蜂谷　英夫	○	蜂谷法律事務所代表弁護士（現任）	【選任理由】 経営に対する監視機能強化のためです。 企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と高い専門性を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。 【独立役員指定理由】 蜂谷氏及び同氏が代表弁護士を務める蜂谷法律事務所は、当社と独立性に影響を与える取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。
二見　和光	○	―――	【選任理由】 会社の監視機能強化のためです。 住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。 【独立役員指定理由】 二見氏は、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。

藤巻　和夫	○	藤巻総合コンサルティング代表（現任）	【選任理由】 会社の監視機能強化のためです。 上場会社の社外監査役を経験され、米国公認会計士としての国際会計の専門的な知識と、経営に関与した豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただけると判断したからです。 【独立役員指定理由】 藤巻氏及び同氏が代表を務める藤巻総合コンサルティングは、当社と取引等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性の基準、並びに「当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準」を満たしており、社外取締役全員及び社外監査役全員を独立役員に指定しています。
「当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準」は、後述の「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度に関し、退職慰労金制度の代替として、取締役の在任中の業績向上を目的としたストックオプションAプランと、中期の業績向上を目的としたストックオプションBプランの2種類の株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社業績及び株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めるため、社内取締役に対しストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬等の内容（直前事業年度）
取締役11名（社外取締役を除く）　総額1,329百万円（基本報酬379百万円、ストックオプション307百万円、賞与642百万円）
社外役員8名　総額135百万円（基本報酬95百万円、賞与40百万円）
上記内容が記載されている有価証券報告書及び事業報告を、当社ホームページに掲載しています。
上記の取締役11名には、2017年6月28日開催の当社第43期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名を含んでおります。
上記の社外役員8名には、2017年6月28日開催の当社第43期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含んでおります。

当社の役員ごとの連結報酬等（直前事業年度）
熊切直美（取締役）　総額293百万円（基本報酬94百万円、ストックオプション41百万円、賞与157百万円）
小林克満（取締役）　総額148百万円（基本報酬50百万円、ストックオプション14百万円、賞与82百万円）
川合秀司（取締役）　総額155百万円（基本報酬56百万円、ストックオプション14百万円、賞与85百万円）
内田寛逸（取締役）　総額101百万円（基本報酬39百万円、ストックオプション8百万円、賞与53百万円）
竹内　啓（取締役）　総額125百万円（基本報酬45百万円、ストックオプション9百万円、賞与70百万円）
齊藤和彦（取締役）　総額114百万円（基本報酬37百万円、ストックオプション6百万円、賞与69百万円）
（注）連結報酬等が1億円以上の役員のみ記載しております。

なお、直前事業年度における取締役（社外取締役を除く）の連結役員報酬等の固定報酬（基本報酬）と業績連動報酬（ストックオプション・賞与）の支給金額ベースでの割合は、以下の通りとなります。
代表取締役　固定報酬：２８％、業績連動報酬：７２％
常務取締役　固定報酬：３５％、業績連動報酬：６５％
取締役　　固定報酬：２７％、業績連動報酬：７３％

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

固定枠（基本報酬）
企業業績、関連する業界の他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役・監査役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して基本報酬を決定しております。
取締役の基本報酬の総額は、年額10億円（うち、社外取締役は5,000万円以内）としております。
監査役の報酬は、株主総会で承認された年額1億円以内としております。

変動枠（賞与）
連結当期純利益に取締役会で定めた一定の比率を乗じて取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して支給額を決定しております。ただし、社外取締役には支給いたしません。
賞与の総額は上限額10億円とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給いたしません。

株式報酬型ストックオプション
当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に、2011年より株式報酬型ストックオプションの導入しており ます。
(1) 退職慰労金制度の代替として、取締役在任中の業績向上を目的としたストックオプションＡプラン
(2) 中期の業績向上を目的としたストックオプションＢプラン
ストックオプションＢプランは、別途業績達成基準を設けております。
各取締役への株式報酬型ストックオプションの報酬額は、年額5億3,000万円以内として、各取締役の当期の功績、貢献度を勘案して決定して おります。

なお、当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年、取締役の業務執行や経営監督に係る取締役相互評価を行っております。その評価結果は、次期の経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

決定方法
取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しております。
監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

（1）社外取締役のサポート体制
取締役会については、事務局である総務部より、資料及び議事録を紙資料または電子メールにて送付しています。また、議案内容等に関する説明及び資料を求める場合には、担当役員、担当部門または総務部が補佐しています。

（2）社外監査役のサポート体制
現在、監査役の職務を補助する専属の使用人は置いていませんが、監査役会から指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社では相談役や顧問を創業以来設置しておりません。
また、定年により取締役を退任あるいは辞任した後も、顧問や相談役を含め当社グループにおいていかなる役職にも就かないことを制度化し、実践しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況
当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は4名の監査役（全員社外監査役）で構成されております。
また、当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。
さらに、当社事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置しております。また、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能にしております。
取締役会は、取締役12名（うち、社外取締役3名）で構成され、毎月法令及び定款に定められた事項並びに当社及び関係会社の重要事項などを決定しております。
経営会議は、取締役及び職務を分掌し権限を行使する執行役員のうち取締役会で指名された者により構成され、月2回業務執行の個別具体的な課題・問題の対策協議につき審議及び決裁を行っております。
加えて、社外取締役全員・監査役全員は、ガバナンス委員会委員として取締役の経営監督や業務執行に係る相互評価や次期の経営体制の検討などに関与し、代表取締役や取締役の独断を牽制し、統治機能の強化を図っています。

(2) 内部統制の仕組み及び内部監査並びに監査役監査の状況
内部統制の有効性及び効率性をモニタリングするため、実際の業務遂行状況について、内部監査室13名が当社グループの全拠点を対象に業務監査を年間計画に基づき実施し、監査結果はトップマネジメントに報告しております。被監査部門に対しても、改善事項の指摘・指導はもとより、社員へのインタビューを行うことで業務執行に関する具体的な執行状況の確認と問題点の把握を行い、実効性の高い監査を実施しております。
また、当社では、コンプライアンス推進部門及びＪ－ＳＯＸ推進専門部署を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組んでおります。コンプライアンス推進部門は、社内基準との適合性をチェックする内部監査室とも連携し、経営活動に於ける遵法上のリスク管理を行っております。また、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。Ｊ－ＳＯＸ推進専門部署は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることのないよう、必要な体制が整備され、運用されていることを監視することにより、組織の財務報告に係る信頼性の確保を支援しております。
その他、コンプライアンス推進部門に公益通報制度の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。

(3) 社外取締役及び社外監査役と内部統制部門等との関係
社外取締役は3名です。社外取締役は、取締役会においてコンプライアンス及び内部統制についての報告を受け意見を述べている他、コンプライアンス推進部門と適時、情報交換の場を設置し、問題認識を共有しております。
監査役は4名で全員社外監査役です。うち1名は常勤監査役として常時執務しており、取締役会に常時出席している他、内部監査室と連携して随時必要に応じて業務執行状況についてチェック・牽制を実施し、取締役の執務状況及び取締役会及び経営会議決定事項の実施状況を監視できる体制となっております。また、監査役会には監査役が全員出席し、会計監査人より監査体制、監査計画、監査の実施状況などについて説明を受けております。

(4) 社外取締役及び社外監査役の状況
社外取締役3名、社外監査役4名を選任しています。
社外取締役3名は、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスに精通した弁護士、国際的な金融業務の経験者及びグローバルな事業展開を行う企業経営の経験者からなり、うち1名は女性社外取締役であります。
社外監査役4名は、公認会計士、弁護士、監督行政の経験者及びコンサルタント等からなり、そのうち2名は公認会計士として財務・会計に関する豊富な知識を有しています。
なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係、又は資本的関係はありません。

(5) 当社社外役員（取締役及び監査役）の選任ガイドライン
当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。
1．経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2．成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3．その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

(6) 当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準
当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。
なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去１０年間とする。
1．当社グループ関係者
当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。
2．議決権保有関係者
A．当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
B．当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3．取引先関係者
A．当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
B．当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
C．当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4．専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
A．当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
B．公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5．その他
A．上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
B．当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
C．当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。
（注1）「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
（注2）「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

(7) 情報開示について
経営の透明性・客観性を確保するための情報開示につきましては、ニュースリリース、決算説明会の開催、月次業績や四半期及び通期の各種決算資料ならびに有価証券報告書等、IR情報のホームページへの掲載など、様々なチャンネルを活用し、公正かつタイムリーなディスクロー

ジャーに努めています。
　また、当社株式における外国人持株比率が高いことから、海外IRの実施をはじめ、株主総会招集通知、決算説明資料、株主通信、コーポレートガバナンスに関する報告書及び統合報告書等の英文での提供を行っております。
　当社では情報開示を最も重要な経営責任の一つと考えており、今後とも株主や投資家から信頼される企業を目指して参ります。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数名の社外取締役を選任し、監査役は全員社外監査役とすることを基本的な考え方としています。
社外取締役･社外監査役を招聘することで経営監督機能の強化を図り、さらに社外取締役･社外監査役がガバナンス委員会委員として取締役評価や取締役会の実効性評価に関与することが、コーポレート･ガバナンスの強化に資するものであり、株主･投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えることから、現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1週間以上前に発送しています。(2018年は、6月1日発送)
集中日を回避した株主総会の設定	毎年株主総会集中日と予測される日の1日以上前の日程を設定しています。(2018年は、6月26日開催)
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社が指定する株主名簿管理人の議決権行使サイトにて議決権を行使できる環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使の環境向上を図っています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに、招集通知（要約）の英文を掲載しています。
その他	当社ホームページに招集通知（和文、英文）、実施予定及び議決権行使結果などを掲載しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各種法令を遵守し、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、迅速な情報開示に努めます。また、特定の機関または個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、広く公平な情報開示に努めます。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回開催しています。1回あたりの参加者数は80～120人です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国・欧州・アジアにて投資家訪問及び説明会を年1回以上実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「適時開示資料（リリース）」、「有価証券報告書」、「四半期報告書」、「決算説明会資料」、「株主通信」、「統合報告書」、「アニュアルレポート」、「CSRレポート」、「株主総会招集通知」、「株主総会決議通知」などのIR資料を掲載しております。 当社ホームページのIRトップページアドレスは、 「http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/」です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、経営企画室です。 IR担当役員は、常務取締役　経営管理本部長の川合秀司です。	
その他	2015年3月より、当社ホームページに個人投資家向けのページを開設し、個人投資家の皆さまへ当社をより深くご理解いただけるよう当社の事業や業績等の情報を提供しております。 当社ホームページの個人投資家向けページのアドレスは、 「http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/investors/」です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針・目的としています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動として、当社は全ての事業活動において、省資源、再利用、再資源（3R）に努め、地球環境の保全に積極的に取り組んでいます。そして、土地活用の先進企業として、地域社会や自然との調和を重視し、良好な住環境を提案し続けます。 ＣＳＲ活動として、当社はＣＳＲ推進専門部署を設置し、ＣＳＲ活動の方向性を明確化することで、全社理解と浸透を図っています。そして法令遵守というコンプライアンス強化と併せ、社会貢献などのコンプライアンス活動を、全社一体となって推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性・客観性を確保するための情報開示につきましては、ニュースリリース、決算説明会の開催、月次業績や四半期及び通期の各種決算資料ならびに有価証券報告書等、IR情報のホームページへの掲載など、様々なチャンネルを活用し、公正かつタイムリーなディスクロージャーに努めております。また、当社株式における外国人持株比率が高いことから、海外IRの実施をはじめ、株主総会招集通知、決算説明資料、株主通信、コーポレートガバナンスに関する報告書及び統合報告書等の英文での提供を行っております。 当社では情報開示を最も重要な経営責任の一つと考えており、今後とも株主や投資家から信頼される企業を目指して参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、以下「情報等」とする。）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規程に基づき保存・管理する。
(2) 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
(3) 当社は、情報セキュリティに関する社内規程に基づき情報保存の安全性を確保する。

2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定める。
(2) 当社は、職務分掌及び職務権限に関する社内規程に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社における損失の危険に関する管理体制を整備させる。
(3) 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの規準を遵守するよう担当部署が監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。
(4) 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう担当部署が監督し個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
(5) 当社は、財務報告に係る内部統制の適正確保に関する社内基準を定め、担当部署が全社的な内部統制の状況並びに業務及び決算財務プロセスの適正性をモニタリングするとともに、担当取締役及び監査役へ評価結果を随時報告する。
(6) 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。

3) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視及び監督を強化する。
(2) 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
(3) 当社は、内部監査を担当する部署をして、当社各部門及び各拠点を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
(4) コンプライアンスを担当する取締役は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所に内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
(5) コンプライアンスを担当する取締役は、執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
(6) 当社は、グループを含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、各取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
(2) 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置する。
(3) 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する会議体を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に関係する課題を協議する。会議の結果はすべての取締役及び監査役に報告して情報の共有をはかるとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
(4) 各本部は、最高執行責任者又は事業分野内の執行役員が議長となる会議体を定期的に開催し、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは上記(3)記載の会議体に報告する。

5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
(1) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定める。
(2) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行う。
(3) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ各社に適時報告させる。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。
必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。

7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
(2) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。
ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。

8) 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規程で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、すみやかに常勤監査役に報告する。
(2) 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める

ことができるものとする。
(3) 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。

9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査役および監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
(2) 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
(3) 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
(4) 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、当社グループ社員がとるべき行動規範である「大東建託行動規範」に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務部を対応統括部署としております。本社総務部のほか、全国各支店に1名ずつ不当要求防止責任者を選任しております。
(2) 外部の専門機関との連携状況
警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関と連携するほか、特殊暴力防止対策協議会に加入し、地域社会と連携して反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
警察当局から反社会的勢力に関する情報の提供を受けております。また、反社会的勢力からの接触または攻撃を受けた当社各部門・支店に対し、適切な情報を提供しております。
(4) 対応マニュアルの整備状況
対応マニュアルとして「暴力団等の不当要求の手口とその対応要領」を作成し、全社員に周知・徹底しております。
(5) 研修活動の実施状況
全支店の不当要求防止責任者を対象として、「不当要求の手口と対応要領」を内容とする研修を適宜実施しております。また、本社総務部及び全国各支店の不当要求防止責任者は、外部機関が開催する研修に定期的に参加しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要経営課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1) 基本方針

当社は、情報開示を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各種法令を遵守し、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、迅速な情報開示に努めます。また、特定の機関又は個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、広く公平な情報開示に努めます。

2) 適時開示の基準

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従って情報を開示いたします。

また、当該法令又は規則で開示が求められない場合でも、経営の透明性を高め、当社をより良く理解いただくにあたり有効と判断される事項については、積極的に公開してまいります。ただし、トレードシークレット等、企業間競争の観点から開示が適当でないと判断する事項については、開示を差し控えさせていただきます。

3) 取扱責任者及び適時開示担当部門

当社の情報取扱責任者は、IR担当役員が就いています。

また、当社の適時開示は、経営企画室が担当しています。

4) 適時開示の方法・手順

(1) 適時開示担当部門への報告・適時開示の検討

情報取扱責任者及び経営企画室は、取締役会、各部門及び各子会社に対し開示情報に該当する可能性のある情報の報告を求めています。報告された情報について、適時開示規則等に基づき情報取扱責任者と協議し、適時開示すべき情報か否かの検討を行います。

(2) 適時開示資料の作成・公表

適時開示しなければならない情報に該当すると判断した場合、経営企画室にて開示資料を作成します。作成した開示資料は、情報取扱責任者のよる確認を行い、必要に応じて情報管理責任者が取締役会へ報告を行います。確認後、経営企画室にて東京証券取引所のTDnetにおいて適時開示を行います。

また、広く公平な情報開示を行うため、以下の開示情報を当社ホームページ上で公開いたします。

・東京証券取引所のTDnetにより開示した重要事実

・定期的作成資料

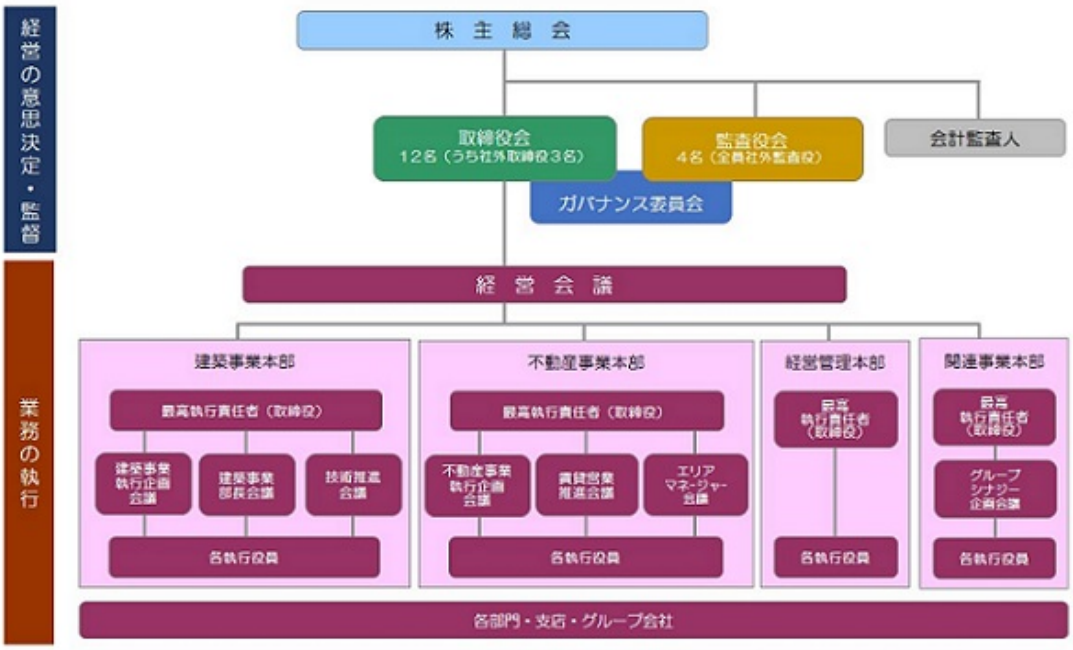
有価証券報告書(四半期報告書)
決算短信(四半期決算短信)
株主通信
統合報告書(アニュアルレポート)
月次業績速報
決算説明会資料(四半期決算説明会資料)

・随時のニュースリリース

報道機関へ提供または記者クラブで配付した資料

5) 沈黙期間

当社では、決算発表直前に株価に影響のある情報が誤って流出する可能性を排除するため、決算期末から決算発表日まで(四半期決算においては、発表日前1週間)を「沈黙期間」として、決算に関するコメントを控えさせていただきます。ただし、「沈黙期間」であっても、既に公表されている情報に関するご質問等に関しては対応いたします。


経営の意思決定・監督
業務の執行
株主総会
取締役会
12名（うち社外取締役3名）
監査役会
4名（全員社外監査役）
会計監査人
ガバナンス委員会
経営会議
建築事業本部
最高執行責任者（取締役）
建築事業執行企画会議
建築事業部長会議
技術推進会議
各執行役員
不動産事業本部
最高執行責任者（取締役）
不動産事業執行企画会議
賃貸営業推進会議
エリアマネージャー会議
各執行役員
経営管理本部
最高執行責任者（取締役）
各執行役員
関連事業本部
最高執行責任者（取締役）
グループシナジー企画会議
各執行役員
各部門・支店・グループ会社